

第12回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、第12回岩手町農業委員会総会は、令和6年6月20日、午後1時30分、岩手町役場第3会議室に招集された。

1、日程並びに今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員及び書記の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第6 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第7 議案第4号 岩手農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について

日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第9 議案第6号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

農業委員

1番 幅 清一

2番 福浦 昌博

3番 佐々木 金見

4番 菊池 暢子

5番 藤澤 暁宏

6番 府金 秀一

7番 田中 正志

8番 瀬川 浩美

9番 佐々木 夏子(職務代理)

(議長)10番 福士 好子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

なし。

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員等は、次のとおりである。

事務局長 田中 盛夫

局長補佐 松田 伸
農地利用係長 千葉 優子
副主任 藤川 翔太郎
農地利用最適化推進委員 朽木 ヨシミ
農地利用最適化推進委員 今松 三男

1、職務のため会議室に出席した町長部局の職員等は、次のとおりである。

農林課
課長補佐 佐藤 博光

(開会時刻 午後1時30分)

◎開会・開議の宣言

議 長 ただいまから第12回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎会議録署名委員及び書記の指名

議 長 日程第1、会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名します。
会議録署名委員は、2番福浦昌博委員、5番藤澤暁宏委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の千葉係長にお願いいたします。

◎会期の決定について

議 長 日程第2、会期の決定について、を議題とします。お諮りします。本総会の会期を本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、会期を本日1日間と決定いたしました。

◎業務報告

議 長 日程第3、業務報告に入ります。事務局より業務報告をお願いします。

事務局 長 総会資料とは別の一枚もの、農業委員会業務報告をご覧ください。
(資料に基づき説明)

議 長 以上で業務報告を終わります。

◎議案第1号

議 長 日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第1号。議案書は、4ページをご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、農地法施行令第1条第1項の規定により提出された許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。

5ページをご覧ください。

番号6、土地の所在は、大字土川第3地割地内の登記地目、畑及び原野、現況地目、畑の4筆 11,795 m²について、記載の●●さんの要望により増反を目的に賃貸借権設定を行うものでございます。

場所については、6ページをご覧ください。

なお、現地調査を実施しておりますので、調査員の報告をお願いします。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査員の方より調査報告をお願いします。

朽木推進委員 現地調査の結果について、推進委員の朽木から報告いたします。

本日、午前9時から、佐々木委員と今松推進委員と事務局で現地を確認して参りました。

3条申請、受付番号6番の農地について報告します。

6番の農地は●●の北側約300メートルの所にあり、全筆畑として管理されておりました。

申請に際し、借り受ける側の機械および労働力は確保されており、問題ないと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

これは、1年の契約ですか。

副 主 任 ちょっと事情がありまして、申請は1年ですが1年で返す訳ではなくて、傾斜地の整備から始める。その期間が1年。エンジンを作付けして、経営が安定してきたら将来的には土地取得を見込んでおります。

1 番 幅 委 員 譲り受ける人は北山形の人だが、どういう関係で、この人から借りることになったのですか。

副 主 任 知り合いだと聞いています。先代は大きい農家でしたが、この方は土地持ちですが非農家で管理できないため、知り合いの●●さんをお願いしたそうです。

議 長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第2号

議 長 日程第5、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第2号。議案書は、7ページをご覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、農地法第4条第2項の規定を準用し提出された許可申請について、同条第3項の規定により意見の決定を求めるものでございます。

議案書は8、9ページをご覧ください。

番号2、土地の所在は、大字川口第6地割地内の田7筆、計2,847.63㎡について、店舗・その他付帯施設を建築するため賃借料総額記載の金額において賃貸借するものでございます。

番号3、大字川口第6地割地内の田5筆、計1,283.70㎡について、資材置き場等の転用目的に係る工事用地として5カ月間の一時転用をするものでございます。場所につきましては、10ページをご覧ください。

事業計画につきましては、11から15ページをご覧ください。

ご説明いたしました2、3番につきましては、現地調査をしておりますので調査員の報告をお願いします。また、県知事への意見書・調査書につきましては、事務局より説明いたします。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査報告、意見書及び調査書の説明をお願いします。

朽木推進委員 現地調査の結果について、推進委員の朽木から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

5条申請、受付番号2番と3番の農地について報告します。

2番及び3番の対象地は野原地区の●●西側約100メートルの所にあり、休耕田として管理されておりました。

各種申請に際し周辺農地への影響はなく、また、転用する計画の面積、内容にも問題がないと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

副 主 任 続きまして、事務局から説明いたします。

受付番号2番及び3番の申請について説明いたします。

申請理由の内、番号2番の店舗建築に係る永久転用につきましては議案書11から12ページに記載の通りとなり、それに伴う工事用地として番号3番の申請が行われたものとなります。計画の詳細は13から14ページをご覧ください。

続きまして、16ページ、17ページをご覧ください。

(2番永久転用 意見書・調査書の内容を説明)

続きまして、18ページ、19ページをご覧ください。

(3番一時転用 意見書・調査書の内容を説明)

以上、総じて許可足り得る案件ではありますが、第1種農地の永久転用案件のため、来月の常設審議委員会にてネットワーク機構へ意見聴取を行う予定となっております。以上で説明を終わります。

議 長 一連の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番佐々木委員 30年間の賃貸借とありますが、何年以上が永久転用になるのですか。30年後には、田んぼに戻すことになるのですか。

副 主 任 農地法のルール上、3年以上転用するのであれば永久転用とみなします。申請する時点では分筆する必要はないのですが、許可後、分筆して地目を宅地に変更することになります。店舗が建ったことにより、営農に影響が出るのであれば許可出来ないと申請者に伝えてあります。

4番菊池委員 農地に影響がないように、田を残したということですか。

副 主 任 いや、借受者が必要な土地を申請したものです。搬入路、資材置場になる⑧から⑫はいびつな形ですが田に戻すことになり、その南側の地権者と一緒です。

議 長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を打ち切り、これより採決に入ります。
議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第3号

議 長 日程第6、議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第3号。議案書は20ページをご覧ください。

農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、農地法の適用外証明願が提出されたので可否の決定を求めるものでございます。

21ページをご覧ください。

番号4、土地の所在は、大字土川第4地割地内の登記地目、畑、現況地目、畑5,140㎡について、20年以上前から管理が行われておらず原野化しており、その状況のまま相続により承継したものでございます。

場所につきましては、22ページをご覧ください。

続きまして番号5、土地の所在は大字大字一方井第4地割内の登記地目、畑、現況宅地848.00㎡について、昭和49年に車庫を建築し、その状態で承継したもので、現地権者は破産しており願出は現在土地の管理をしている破産管財人弁護士からのものでございます。

場所につきましては、23ページをご覧ください。

現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いします。

以上、事務局説明を終わります。

議 長 続いて、現地調査の報告を担当委員からお願いします。

今松推進委員 現地調査の結果について、推進委員の今松から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

適用外証明願の受付番号4番と5番の農地について報告します。

4番の対象地は●●の北側裏手の所にあり、立木があり、かなり原野化が進んでいるのを確認いたしました。

5番の対象地は●●の北側すぐの所にあり、申請通り宅地的取扱いがされているのを確認いたしました。

今回の対象地において、今後農地に復元することは困難であり、農地法の適用を受けない非農地とすることは、やむを得ないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 現地調査員の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたします。

◎議案第4号

議 長 次に日程第7、議案第4号、岩手町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第4号。議案書は24ページをご覧ください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定のに基づき、岩手町長より変更したい旨の申し出があった岩手町農業振興地域整備計画変更申出書について、農業委員会の意見の決定を求めるものでございます。

概要につきましては25から45ページをご覧ください。

町からの申し出になりますので、概要につきましては農林課の佐藤補佐の方から説明いたします。

農林課長補佐 農林課の佐藤です。よろしくお願いいたします。私の方から説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律に定められている計画でございますが、概ね5年ごとに見直しすることとなっております。前回は平成30年に更新しまして、昨年度から見直し作業を進めていたものです。議案書に掲載しているものは農業振興地域整備計画変更計画の概要について、でございます。別冊で計画書と基礎資料をお渡ししております。これらを併せて、変更計画書となります。

26ページをご覧ください。

(概要書の内容を説明)

議 長 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
人口が減る、農業人口が減る。あと5年後、今と同じくらいの面積が減っていくと見込んでいるのか、増えると希望的観測があるのか。
あと、鳥獣被害が増えている。動物が田を荒らしていく。シカの被害が酷く、もう出来ないという声を聞く。動物被害が増えていますよね。

農林課長補佐 面積は減っていくと予想されます。耕作しやすい農地は残るでしょうが。
鳥獣被害が増え続けるとは言えませんが、町では電気柵設置に補助を出し支援しています。また、猟友会に依頼し、シカ、イノシシ、クマの捕獲頭数は増えていますが、被害は大きいので継続して対策を講じていきます。

1 番 幅 委員 シカ被害が酷くて田をやってもダメだと聞く。スマート農業は金がかかるし、場所がいい所でないと機械を使えない。

農林課長補佐 トラクターに付けるのは何百万とかかりますが、それ以外にも補助をしていますので、まずは相談していただきたいと思います。

9 番 佐々木委員 6次産業をがんばろうと思っても、地元でモノを作ろうと思っても、下水道の整備がされていないから、町場に比べて何倍もお金がかかる。自分達で水道と下水の整備をしないといけない。今ある加工場も老朽化している。

局 長 下水道のない地域は浄化槽の補助がありますので、そちらを活用して整備をしていただくことになります。町の指定管理になっている施設は、予算を確保して町で補修する流れになっていますので、担当課に相談していただきたい。

議 長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは質疑を打ち切り、採決に入ります。
議案第4号、岩手町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたします。

◎議案第5号

議 長 次に日程第8、議案第5号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第5号。議案書は46ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき策定された令和6年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求めるものでございます。

議案書は、47、48ページをご覧ください。

番号4、土地の所在は、大字御堂第5地割地内の畑1筆3,202.00㎡について、農地中間管理事業による売買支援事業を活用して所有権移転するものでございます。記載の所有者が、岩手県農業公社へ10アール当たり約49,969円、総額16万円にて売買するものでございます。

以上、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番菊池委員 これは、つまり、買う人が決まっているのですよね。

局 長 補 佐 はい。今回は所有者から公社へ、次回は公社から買われる方へ所有権を移転します。

議 長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、可とすることに賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第5号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第6号

議 長 次に日程第9、議案第6号、中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積等促進計

画案に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局長 補佐 議案第6号。議案書は49ページをご覧ください。

農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について、策定された岩手町農用地利用集積等促進計画案について意見の決定を求めるものでございます。この案件につきましては、中間管理事業により賃貸借権を設定しておりました方々が耕作出来なくなったことにより、それぞれ別の担い手の方が賃貸借権の権利移動を引継ぎして再配分という形で耕作していくものでございます。

50ページをご覧ください。

大字葉木田第1地割地内の畑4筆計 32,250.00 m²について、●●さんが、令和4年度から5年度の1年間、中間管理事業により賃貸借権を前耕作者から引継ぎ耕作しておりましたが、引き続き令和6年度から9年度までの4年間耕作していくものでございます。

続きまして、51ページをご覧ください。

大字久保8地割地内の畑の1筆 5,811.00 m²について、記載の●●さんが今後耕作しないとのことで、記載の●●さんが引継ぎ耕作していくものでございます。

以上、事務局説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第6号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について、異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、第6号議案は原案のとおり異議なしとすることに決定します。

◎閉会の宣言

議長 以上で、本日の日程は終了しました。

これをもちまして会議を閉じ、第12回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時32分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名する。

議長（会長）

2 番

5 番